

船橋市児童虐待対応法律アドバイザー設置運営要綱

(目的)

第1条 児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し適切な対応を図るため、児童虐待対応法律アドバイザー（以下、「法律アドバイザー」という。）を配置する（以下「本制度」という。）。

(職務内容)

第2条 法律アドバイザーは、次の各号の職務を行う。

- (1) 児童虐待等の事例に関して、対面・電話・メール等適宜の方法にて、児童相談所の職員等の司法的判断・対応に係る相談に応じ、助言および文書作成等の支援
- (2) 司法的対応について、児童相談所長の依頼に基づき、必要に応じて関係機関との調整やその他の対外的な対応等
- (3) 本制度の運営に関する打ち合わせ
- (4) 児童相談所長が裁判所に申し立てる審判や裁判手続、又は児童相談所長が相手方として裁判所に申し立てられる審判や裁判手続(以下、「申し立て等」という。)に際して、申し立て等を行う個別の事案ごとに、児童相談所長から委任を受け、手続代理人又は訴訟代理人としての支援の実施
- (5) その他児童相談所長が必要と認める業務

(代理人)

第3条 前条第4号に関する職務については、「船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度に係る代理人業務運営要領」（以下、「要領」という。）を別に定める。

(推薦及び依頼)

第4条 法律アドバイザーは、千葉県弁護士会から推薦のあった弁護士から児童相談所長が選任し、依頼する。

2 前項の推薦については、法律アドバイザー推薦書（第1号様式）により行うものとする。

(人数及び任期)

第5条 法律アドバイザーの人数及び任期は以下のとおりとする。

- (1) 人数は3名程度とするが、適切な業務遂行に支障をきたす場合は、法律アドバイザーを追加することができる。
- (2) 任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(法律アドバイザーの変更及び抹消)

第6条 児童相談所長は、法律アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、法律アドバイザーを変更することが出来る。

- (1) 法律アドバイザーから申出があったとき。
- (2) 千葉県弁護士会から申出があったとき。
- (3) その他、児童相談所長が必要と認めたとき。

2 児童相談所長は、法律アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 第7条に違反したとき。
- (2) その他、児童相談所長が必要と認めたとき。

(守秘義務)

第7条 法律アドバイザーは、特別の理由がない限り職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報告書)

第8条 法律アドバイザーは、児童相談所より依頼を受けた職務が完結した場合は、第2条4号の職務を除き、児童虐待対応法律アドバイザー実績報告書（第2号様式）により児童相談所長へ報告する。

(謝金)

第9条 法律アドバイザーに関する謝金については、別表に定める。

2 児童相談所長は、第2条4号の職務を除き、法律アドバイザーより提出された実績報告書に基づき、謝金を支払う。

(補則)

第10条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(別 表)

船橋市児童虐待対応法律アドバイザーに対する謝金について

区分	職務内容	謝金額
1 面接相談	児童相談所・弁護士事務所及び関係機関等において、法的対応の助言や支援を行う。	1 時間につき 20,000 円
2 電話相談	電話にて児童相談所職員からの相談を受け、助言を行う。	1 件につき 4,000 円
3 メール等相談	メール等にて児童相談所職員からの相談を受け、助言を行う。	1 件につき 10,000 円
4－1 代理人 人業務	児童相談所長が裁判所に申し立てる審判や裁判手続、又は児童相談所長が相手方として裁判所に申し立てられる審判や裁判手続(以下、申し立て等)に際して、申し立て等を行う個別の事案ごとに、児童相談所長から委任状の交付を受け、手続代理人又は訴訟代理人として支援を行う。	・ 2 か月を超える一時保護についての承認及び期間の更新についての承認 1 件につき 150,000 円 ・ その他 1 件につき 300,000 円
4－2 代理人 人業務 (2 人以上の きょうだいに ついて、同時 に裁判所へ申 立を行う場 合、2 人目以 降)	申し立て等に際して、申し立て等を行う個別の事案ごとに児童相談所長から委任状の交付を受け、支援を行う。	・ 2 か月を超える一時保護についての承認及び期間の更新についての承認 1 件につき 75,000 円 ・ その他 1 件につき 100,000 円

(第1号様式)

年 月 日

船橋市児童虐待対応法律アドバイザー推薦書

船橋市長 あて

千葉県弁護士会 会長

児童虐待対応法律アドバイザーについて、当会所属弁護士である下記の者を推薦いたします。

	氏 名	所属事務所	事務所住所	連絡先
1				TEL FAX e-mail
2				TEL FAX e-mail
3				TEL FAX e-mail

(第2号様式)

年 月 日

船橋市児童虐待対応法律アドバイザー実績報告書

船橋市児童相談所長 あて

法律アドバイザー氏名： ○印

月 分

対応終了日	区分（該当するものに○）	謝金額	数量
年 月 日	1 面接相談	20,000 円（1 時間につき）	
	2 電話による相談	4,000 円（1 件につき）	
	3 メール等による相談	10,000 円（1 件につき）	
年 月 日	1 面接相談	20,000 円（1 時間につき）	
	2 電話による相談	4,000 円（1 件につき）	
	3 メール等による相談	10,000 円（1 件につき）	
年 月 日	1 面接相談	20,000 円（1 時間につき）	
	2 電話による相談	4,000 円（1 件につき）	
	3 メール等による相談	10,000 円（1 件につき）	

船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度に係る代理人業務運営要領

(目的)

第1条 児童虐待等の困難事例に係る法的対応を児童相談所が的確に行い、児童の相談援助における専門性と客観性を確保し、適切な対応を図るため、船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度において代理人業務を実施する。

(職務内容)

第2条 児童虐待対応法律アドバイザー(以下、「法律アドバイザー」という。)は、代理人業務として、次の各項の職務を行う。なお、職務にあたっては、児童相談所と十分な協議を行うこととする。

2 法律アドバイザーは、審判又は裁判手続で、下記各号に定めるもの(以下、「申し立て等」という。)について、児童相談所が裁判所に提出する文書等を作成し、児童相談所長を代理して裁判所に申し立てを行う。

- (1) 親権喪失、親権停止又は管理権喪失
- (2) 未成年後見人の選任
- (3) 特別養子適格の確認
- (4) 児童福祉法第28条に基づく措置及び措置の更新についての承認
- (5) 児童福祉法第33条に基づく一時保護の更新についての承認
- (6) 第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号についての不服申し立て又は相手方からの不服申し立てに対する応訴
- (7) その他、児童相談所長の権限に基づく一切の訴訟行為で児童相談所と協議を行ったもの

3 法律アドバイザーは、申し立て等の事案について、裁判所との連絡、事前協議への出席、審判への出席その他児童相談所職員が裁判所を訪問する際の同行、その他必要な支援や援助を行う。

(業務の開始)

第3条 児童相談所長は、法律アドバイザーに申立代理人業務の依頼を行う際には、委任状(第1号様式)を交付する。委任状の交付時期は、裁判所への申し立て等と同時とする。

(記録書類の写しの交付)

第4条 児童相談所長は、委任事件に関する必要な記録書類の写しを法律アドバイザーに交付する。

2 法律アドバイザーは、交付を受けた記録書類の写しを善良な管理者の注意をもって保管する。

(復代理人の選任)

第5条 法律アドバイザーは、身体の故障その他やむを得ない理由により、自ら委任事件の処理に当たることができない場合であつて、あらかじめ依頼を受けた児童相談所長の承認を受けた時は、法律アドバイザーの中から復代理人を選任することができる。

(報告書)

第6条 法律アドバイザーは、申し立て等事案について、その審級における裁判手続が判決、審判等によって終結し、当該審級における委任事務が完了した場合は、別紙報告書（第2号様式）に当該審級における委任事務について必要事項を記入し、児童相談所長へ提出する。

2 申し立て以降に裁判手続が中止された場合は、報告書の業務内容にその旨を記載し、依頼を受けた児童相談所長へ提出する。

(費用)

第7条 代理人業務に関する謝金は、船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱によるものとする。

2 委任事件に係る費用のうち、申し立てのために裁判所に納付することを必要とする、手数料、予納郵便切手及びその他の費用は、児童相談所が支払うものとする。

(複数代理人の選任について)

第8条 代理人業務は、原則として1件の事件について1名の法律アドバイザーを選任するものであり、きょうだいケースの場合においても、第2条で定める職務内容が同一で同時に申し立てを行う場合は1名の法律アドバイザーが代理人業務を行うが、以下のいずれかに該当し、児童相談所長が認めた場合は、複数の法律アドバイザーを選任することができる。

(1) 相手方から、児童相談所その他の関係機関等に対し、長時間の抗議や押しかけ・居座り等、業務を妨害する行為その他職員に危害を加える行為があり、代理人業務を行う法律アドバイザーの所属または法律アドバイザー本人へ同様の被害・危害が及ぶおそれがある場合

(2) 4人以上のきょうだいケースで、同一事件番号の申し立てであっても、きょうだいそれぞれについて虐待の内容が異なること等により、業務量が過大であり、1名の法律アドバイザーでは代理人業務に支障が生じるおそれがある場合

(3) その他、特段の必要性があると児童相談所長が認める場合

- 2 複数選任する法律アドバイザーは、1 件につき 3 名までとする。
- 3 複数選任が認められた場合は、担当する法律アドバイザーそれぞれについて、船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱にて定められた謝金を支払うものとする。

(補則)

第 9 条 本要領に定めのない事項については、船橋市児童虐待対応法律アドバイザー制度設置運営要綱を適用するものとする。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

手 続 代 理 委 任 状

年 月 日

住所 〒

委任者

○印

私は、次の弁護士を手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士

住所 〒

(弁護士会所属) 電話

FAX

記

委任事項

第1 事件

申立人

相手方

裁判所

家庭裁判所

事件名

事件(事件番号;令和 年()第 号)

第2 委任事項

- 1 第1記載の事件について、申立・相手方手続代理人としてする一切の件
- 2 前項の申立ての取下げ
- 3 家事事件手続法(以下、「法」という。)第268条第1項若しくは第277条第1項第1号の合意、第270条第1項に規定する調停条項案の受諾又は第286条第8項の共同の申出
- 4 審判に対する即時抗告、法第94条第1項(第288条において準用する場合を含む。)の抗告、第97条第2項(第288条において準用する場合を含む。)の申立て又は第279条第1項若しくは第286条第1項の異議
- 5 前項の抗告(即時抗告を含む。)、申立て又は異議の取下げ

(第2号様式)

報 告 書

年 月 日

船橋市児童相談所長 あて

住所

弁護士事務所名

弁護士



下記事件について、業務が完了しましたので報告します。

記

1 事件

(1)事件の表示

(2)当事者の表示

(3)管轄

2 業務内容

3 委任年月日

4 完了年月日